

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見

(2003/10/08 17:00 現在)

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|----------|---|--------------|
| はじめに | | |
| p.1 | <p>また、「実施」とされたものについては、実施中・実施後の自然環境、社会環境に及ぼす影響についてモニタリングを行う。</p> <p><コメント></p> <p>『また、「実施」とされたものについては』 問題が起きたときには、適切な対策をすみやかに実施する。</p> | 谷田 |
| 1. 流域の概要 | | |
| p.2 | <p>3 段目 (下線部修正)</p> <p>琵琶湖は湖面積 674 k m²、容量 275 億 m³ という日本最大の淡水湖で、野洲川、草津川や姉川など直接流入している河川だけでも約 120 本を数える。流域面積は 3848 k m² (琵琶湖含む) で淀川流域の 47% を占める。湖の周辺は西方に丘陵、台地が、東方に低地が広がり、周辺には内湖が繋がって、魚釣りや水遊びなど地域の人々に利用されている。琵琶湖は、世界でも有数の古い湖でもあり、ビワマス、セタシジミなどの固有種をはじめ、100 種以上の魚類等が生息している。湖辺空間湖は学術研究の場、豊かな水産業の場であるとともに、滋賀県民はもとより内外から多くの人々が訪れる観光地であり、湖面を利用した多様なレクリエーションを楽しめる地域である。</p> | 谷田 |
| P.3 | <p>下から 7 行</p> <p>『支川では、オオサンショウウオの生息も』を下記のように訂正する。</p> <p>「支川では、オオサンショウウオ(昭和 27 年 <u>特別天然記念物指定</u>)の生息も」</p> <p>理由：オオサンショウウオがとり上げられていることの説明が必要である。</p> | 有馬 |
| P.3 | <p>3 段目</p> <p>木津川は、鈴鹿山脈、布引山地に源を発した小河川を集め、上野盆地を貫流し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、大河原において名張川と合流し山城盆地で三川合流点に達している。流域には高山ダムをはじめとするダム群が建設されており、洪水の軽減や各種用水の補給を行っている。</p> <p>木津川の上流域や宇陀川流域の支川では、オオサンショウウオの生息も確認されている。また渓谷(岩倉峡)や滝(赤目四十八滝)など景観に優れた景勝地が点在している。上野盆地から岩倉峡下流の笠置大橋にかけての中流部では、散策やキャンプ等の場として利用されており、特に笠置ではカヌーやボート遊びが行われている。</p> | 谷田 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|----------|--|--------------|
| | <p><コメント></p> <p>木津川上流ダム群の環境負荷や問題はないのか？</p> <p>補給を行っている。 避水地と引き堤についても言及すべきでは</p> <p>所々で 砂洲は連続して存在している。</p> | |
| P.4 | <p>1 行目</p> <p>『・・・・。また、本流と繋がっていない“たまり”が点在し、・・』を下記のように訂正する。</p> <p>「・・・・。また、<u>それら氾濫原には本流と繋がっていない“たまり”</u>が点在し、・・」</p> <p>理由：前ページに述べられた「ヤナギ林やツルヨシ群落が散在する自然裸地」は単なる裸地ではなく、氾濫原つまり川がつくった自然裸地に他ならないことを強調すべきで、“たまり”もそのような氾濫原に点在しているのである。</p> | 有馬 |
| P.4 | <p>1 段目</p> <p>笠置大橋から三川合流までの下流部では勾配が緩やかとなり、所々で発達した砂州が見られる。河原は砂を中心とした広い自然裸地が形成され、ヤナギ林やツルヨシ群落が散在する。また、本流と繋がっていない“<u>たまりタマリ</u>”が点在し、魚類等の重要な生息環境として機能している。</p> <p><コメント></p> <p>生息環境として機能 ダム湖の水質に問題があることを明記</p> | 谷田 |
| P.4 | <p>8 行</p> <p>『オオサンショウウオ、中流域ではアユモドキが生息』を下記のように訂正する。</p> <p>「オオサンショウウオ、中流域ではアユモドキ(<u>昭和 52 年天然記念物指定</u>)が生息」</p> <p>理由：これらの固有名詞が取り上げられていることの説明が必要である。</p> | 有馬 |
| P.4 | <p>21 行</p> <p>『環境を示し、イタセンパラをはじめ』を下記のように訂正する。</p> <p>「環境を示し、イタセンパラ(<u>昭和 49 年 天然記念物指定</u>)をはじめ」</p> <p>理由は 2. と同じである。</p> | 有馬 |
| p.6 | <p>1 段目 3 段落 (下線部文言挿入)</p> <p>これらの変化も受けて固有種を含む在来種の減少、湿地性植物から陸地性植物、<u>淡水生物</u>への移行等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p> | 谷田 |
| 2. 現状の課題 | | |
| 2.1 河川環境 | | |
| P.6 | <p>2.1 河川環境 上から 10 行</p> <p>『湿地性植物から陸地性植物への移行等、』を下記のように訂正する。</p> | 有馬 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|------------|--|--------------|
| | 「湿地性植物から陸地性植物への移行、 <u>樹林の拡大等</u> 、」 理由：20年ほど前の河川環境に比べて高水敷や低水護岸脚部への樹林の拡大が著しくなったことによる。 | |
| 2.1.1 河川形状 | | |
| P.6 | 2.1.1 河川形状 に関して 1行目の『単純な形状の低水路』を具体的に記述することが必要である。 | 有馬 |
| 2.1.2 水位 | | |
| P.6 | 2.1.2 水位 上から3行目 『河川の生態系に影響を与えているところがある。』を下記のように訂正する。 「河川の生態系に多大な悪影響を与えているところがある。」 理由：実際に淀川水系全域を歩いてみると、単に「影響を与えている」の表現では満足できない事実がある。 | 有馬 |
| P.6 | 3段目 琵琶湖では、淀川水系の治水・利水面からの水位操作により、生物の生息・生育環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した。例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に琵琶湖水位を約50cmも急激に低下させてしまうとともに、夏以降の水利用により必然的に水位が低下している。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えている恐れがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬期間には波浪による浜欠けを助長し、ヨシ刈りに影響を与えているところがある。 <コメント> 恐れがあるほか、 現実である。 | 谷田 |
| 2.1.3 水量 | | |
| p.7 | 1段目 琵琶湖に流入する河川においては、平常時の流水が欠如し瀬切れの問題がおこっている。 <コメント> 瀬切れ 瀬切れの原因は水量ではなく、河川構造である。 | 谷田 |
| 2.1.4 水質 | | |
| p.7 | 5段落 また、近年、琵琶湖では下水道整備等の効果によりBODが減少傾向にあるのに対し、CODは漸増傾向を示すというBODとCODの乖離現象を起こしている。琵琶湖北湖底層水においては溶存酸素の減少傾向を示すデータが得られている。 <コメント> | 谷田 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|-----------|---|--------------|
| | BOD と COD の乖離減少 説明が必要 | |
| 2.1.5 土砂 | | |
| p.8 | <p>ダム等の河川横断工作物による土砂移動の連続性の遮断や土砂採取により、下流河川の一部区間で河床材料の粗粒化や流路の固定化を招いている。また、琵琶湖の底質の変化を招いたりして、生物の生息・生育環境に影響を与えているところがあるとの指摘がある。</p> <p><コメント></p> <p>ダムと土砂採取は問題もメカニズムも違う</p> | 谷田 |
| 2.1.6 生態系 | | |
| P.8 | <p>2.1.6 生態系 及び P.14 2.4.4 漁業</p> <p>『琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがある等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。』</p> <p>下記のように訂正する。理由は、文意を少しでも分かり易くするためである。</p> <p>「琵琶湖における内湖・淀川の干潟やワンド等の湿地帯・各河川の瀬や淵などの減少に加えて、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置が水陸移行帯の分断を招くなどといった河川形状の変化・水質や底質の悪化・水位変動の減少がたとえば水田を産卵の場としていた魚類の移動経路を遮断したり、外来種を増加させたりしている。そのような様々な要因が生物の生息・生育環境を改変し、結果として固有種をはじめとする在来種の減少を来たしている。」</p> | 有馬 |
| p.8 | <p>琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがある等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。</p> <p><コメント></p> <p>外来種の増加 因果関係が不明瞭</p> | 谷田 |
| p.8 | <p>琵琶湖では、5月～7月頃にかけての水位低下が、ニゴロブナ等の産卵に支障を与えている恐れがある。また、近年、アユの冷水病が発生している。</p> <p>淀川、猪名川等の都市域を流れる河川においては冠水頻度の減少により高</p> | 谷田 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|----------------------------|--|--------------|
| | <p>水敷の干陸化、さらには樹林地化が進み、ヨシ等の湿地性植物が衰退するとともに、ツル性植物や樹木の繁茂が見られ、河川特有の植生が減少している。また、瀬と淵、湿地帯、ワンドやたまりの減少、砂州における樹木の繁茂等で、生物の生息・生育環境が悪化している。(下線部挿入)</p> <p><コメント></p> <p>冷水病は temporal か</p> | |
| 2.1.7 景観 | | |
| 2.1.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 | | |
| 2.2 治水・防災 | | |
| 2.2.1 洪水 | | |
| 2.2.2 高潮 | | |
| 2.2.3 地震・津波 | | |
| 2.3 利水 | | |
| 2.4 利用 | | |
| 2.4.1 水面 | | |
| P.12 | <p>2.4.1 水面 上から4~5行</p> <p>『淀川本川では、従来より砂利船や漁船が航行しているが、近年では、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、』を下記のように訂正する。</p> <p>「淀川本川では、従来より砂利船や漁船が航行しているが、近年では、<u>湛水域の拡大と相俟って、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、</u>」</p> <p>理由：水面利用の多様化は、今や枚方大橋に及ぼんとする湛水域の拡大が大きく影響していることを理解すべきである。</p> | 有馬 |
| P.12 | <p>2.4.1 水面 上から8行</p> <p>『淀川水上オートバイ関係問題連絡会』のメンバー構成及び水面利用の適正化検討の内容を公表すべきである。</p> | 有馬 |
| 2.4.2 河川敷 | | |
| (1) 利用 | | |
| P.13 | <p>2.4.2 河川敷 (1)利用 上から3~4行</p> <p>『この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、2,984 千 m² (高水敷の15%)において公園やグラウンド等として整備され、このうち国営淀川河川公園では、年間約520万人もの』について各河川ごとの、公園やグラウンド等の面積を示すこと</p> <p>淀川河川公園3地区の面積を示すこと</p> <p>520万人の確認方法および3地区ごとの人数を示すこと</p> | 有馬 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|-----------------|---|--------------|
| 2.4.3 舟運 | | |
| 2.4.4 漁業 | | |
| P.14 | <p>2.4.4 漁業 及び P.8 2.1.6 生態系</p> <p>『琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがある等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。』</p> <p>下記のように訂正する。理由は、文意を少しでも分かり易くするためである。</p> <p>「琵琶湖における内湖・淀川の干潟やワンド等の湿地帯・各河川の瀬や淵などの減少に加えて、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置が水陸移行帯の分断を招くなどといった河川形状の変化・水質や底質の悪化・水位変動の減少がたとえば水田を産卵の場としていた魚類の移動経路を遮断したり、外来種を増加させたりしている。そのような様々な要因が生物の生息・生育環境を改変し、結果として固有種をはじめとする在来種の減少を来している。」</p> | 有馬 |
| 2.5 維持管理 | | |
| p.15 | <p>近年水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。</p> <p><コメント></p> <p>すべての地区ではないはずだが、表現に工夫を</p> | 谷田 |
| p.15 | <p>その他、昨今の社会情勢を受けてテロの発生に対する危機管理の体制強化が必要となっている。</p> <p><コメント></p> <p>必要か？水源ダムなら理解できるが</p> | 谷田 |
| 2.6 ダム | | |
| 2.6.1 既設ダム | | |
| 2.7 関連施策 | | |
| 2.7.1 淀川河川公園 | | |
| p.16 | <p><コメント></p> <p>2.7.1. 淀川河川公園 2.4.2 とほとんど重複した内容</p> | 谷田 |
| 3. 河川整備の基本的な考え方 | | |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|---|---|--------------|
| p.18 | <p><コメント></p> <p>水系の固有生物種（琵琶湖だけでない）、生態系 ナワセコカワニナ、アユモドキ、イタセンパラ 河川としての保護すべき重点地域の設定も考える必要がある。 びわ湖について保全のためのコアエリアが必要 魚道やワンド整備については、流域全体を見て効果の大きいところから 実施すべき</p> | 谷田 |
| 4．河川整備の方針 | | |
| 4．1 計画策定、実施のあり方 | | |
| 4．1．1 対象範囲 | | |
| 4．1．2 対象期間 | | |
| 4．1．3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携 | | |
| 4．2 河川環境 | | |
| p.19 | OK | 谷田 |
| 4．2．1 河川形状 | | |
| p.20 | OK | 谷田 |
| 4．2．2 水位 | | |
| 4．2．3 水量 | | |
| P.20 | <p>4.2.3 水量 1行</p> <p>『できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、』について 「自然流況」とはどんな流量であるのかははっきりさせてほしいものである。 高水敷の肩ぎりぎりの所で水量が止まってしまうのが最近の常態であるため、「自然流況」とは高水敷の高さではないかと疑いを持たざるを得ない状態になっている。</p> | 有馬 |
| 4．2．4 水質 | | |
| 4．2．5 土砂 | | |
| 4．2．6 生態系 | | |
| P.21 | <p>上から7～9行</p> <p>『淀川水系における良好な生物の生息・生育環境を保全・再生するために、 外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について、関係機関や住民 及び住民団体と連携しながら外来種対策を推進し、啓発活動も実施する。』に ついて</p> <p>外来種対策についての記述であるが、これまで行われてきた河川整備の、 例えば、淀川大堰上流部における湛水化がワンド群への外来植物の侵入・繁 殖を許してきたこと、法面の処理に伴う外来植物の導入、河川公園での栽培 植物の導入などが外来植物の増加を招いていることを無視してはいけない。</p> | 有馬 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|----------------------------|---|--------------|
| | <p>外来種の何を、継続して調査するのか分からないが、外来種の駆除は川に任せることが肝要である。つまり、外来種対策は川の環境をあるべき姿に戻す以外に方法はないと認識すべきであろう。京都・深泥池でブルーギルやブラックバスを捕らえて個体数を調べるのとは同じように考えることはできない。池と川の大きな違いでもある。</p> | |
| p.21 | <p>保全のためのコアエリア淀川にもびわ湖にも必要では、1ヶ所ではだめ</p> | 谷田 |
| 4.2.7 景観 | | |
| 4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 | | |
| P.22 | <p>4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 上から5行目 『・・護岸を施工する場合は、生物の生息・生育環境に配慮した工法を採用する』について</p> <p>仮にそのような工法があったとして、その可否判断を何処でするのか分からない。お示しを！また、これまでの観察によれば、護岸施工は自然石を用いるとか、魚巢ブロックや植栽ブロックなどを用いた所謂「多自然型工法」が多用され、恐らくそれが「生物の生息・生育環境に配慮」した工法の一つなのであろうが、不自然な位況・流況のもとでは折角の工夫も効果を発揮するに至っていないのが実情である。発揮するどころか、却って外来種の蔓延を招いているに過ぎないのである。</p> <p>生物の生息・生育環境に配慮するとは「川に任せて、川がつくった環境」を取り戻すことではなかろうか。</p> <p><コメント></p> <p>淀川河川公園基本計画について</p> <p>2.4.2 河川敷(1)利用で『一方、これら公園、グラウンド等人工的に整備された施設は、河川の生態系を縦断的に分断し、また、本来の川の姿である瀬や淵、水陸移行帯及び変化に富んだ河原等の空間そのものを失わせることとなっているものもあり河川の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。』と述べられ、また、2.7.1 淀川河川公園でも『河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。』の記述が見られる。さらには、4.8.1 淀川河川公園でも『淀川河川公園基本計画の見直しを行う。』と基本計画の見直しを標榜していることに対しては大いに賛成する。</p> <p>思い返せば、基本計画に沿って河川公園の整備が進み始めた頃、大淀野草地区・十三野草地区・伊加賀野草地区などで高水敷に池を掘って最近盛んに施工されているいわゆる「学校ビオトープ」のはしりとも思われる池づくりが盛んに行われていた。しかし、ほとんどの池は1年を経ずして干上し草むらに変わってしまったのである。鳥飼野草地区では小さいながらプールと小</p> | 有馬 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|-------|--|--------------|
| | <p>山の千鳥がけ構造のビオトープが造られ、トンボ類やプランクトンなどの生育する面白い人工ビオトープに変化していたが、それは何かの理由で間もなく壊されて芝生に変えられてしまった。自然地区と施設地区との緩衝地帯としての野草地区の役割がはっきり意識されていたはずであったのに、いつの間にか意識は失われ栽培植物の花園となり、クズが蔓延するに至るといった、野草地区の整備を諦めたとしか思えない状況が認められたのである。</p> <p>国営淀川河川公園という以上、施設・野草両地区が整合を保って整備されねばならないのであるが、実は施設地区の整備ばかりが進められてきたように思われてならない。自然地区・野草地区・施設地区の3地区は、釣り合いのとれた整備がなされなければならないのである。基本計画見直しに先立って、これまでの公園運営についての総括をせねばならないのではなからうか。また、見直しは必ず現場の状況に従って行われねばならず、決して机上での見直しに終わることの無いようにせねばならない。</p> <p>野草地区整備の失敗を認め、新規巻き直しの覚悟で基本計画の見直しに当たるべきである。なお、ついでのことであるが、河川公園の使用料徴収について、会計報告をいただきたいと考えている。</p> | |
| 4.3 | 治水・防災 | |
| 4.3.1 | 洪水 | |
| p.24 | <p>堤防補強</p> <p>高規格堤防整備には長い調整期間を必要とする。高規格堤防の整備区間及びその他の区間において緊急な対策が必要な区間においては、堤防補強を実施する。併せて、対策効果のモニタリングを実施する。</p> <p><コメント></p> <p>堤防補強を実施する。 ハイブリッド堤防</p> | 谷田 |
| 4.3.2 | 高潮 | |
| 4.3.3 | 地震・津波 | |
| 4.3.2 | 高潮 | |
| 4.3.3 | 地震・津波 | |
| 4.4 | 利水 | |
| 4.5 | 利用 | |
| 4.5.1 | 水面 | |
| 4.5.2 | 河川敷 | |
| P.26 | <p>4.5.2 河川敷(1)利用 上から7~11行</p> <p>『しかしながら、・・・(中略)・・・判断することとする。』について</p> <p><コメント></p> <p>P.6 2.1 河川環境 の項で『これまでの河川整備は、・・・(中略)・・・</p> | 有馬 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|---------------|--|--------------|
| | <p>地域社会に貢献した。しかし、・・・(中略)・・・河川環境は大きく変化してきた。』と述べ、P.13 2.4.2 河川敷(1)利用 の項では(14行以下)『一方、これら公園、グラウンド等・・・(中略)・・・利用形態への見直しが求められている。』とあり、P.8 2.1.7 景観 の項で『高水敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していない。』と述べるなど、現状の課題を的確にとらえていることに同感するものである。ならば、ここにあげた『しかしながら、・・・判断することとする。』の一文は上記の態度と全く矛盾するものである。ここまで正当に認識できたのであれば、この一文はむしろ削除して然るべきものであると考える。</p> | |
| 4.5.3 舟運 | | |
| 4.5.4 漁業 | | |
| p.27 | <p>15～17行目 修正・追加)</p> <p>淀川水系における生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果としての実施、特に琵琶湖では湖棚部に2～3mも堆積するヘドロの駆除(洗い流し)と臭気の根源であるジオスミンを生成する放線菌の駆除が必須対策で、次いで在来魚を外来魚の食害から防禦するべく外来魚駆除に傾注することを急がねばならない。他の河川でも生物生息条件に適した水質環境と流量の確保によって水産資源の保護・回復につなげるねばならない。</p> <p><修正・追加の必要な理由></p> <p>別紙1参照</p> | 倉田 |
| 4.6 維持管理 | | |
| P.28 | <p>4.6 維持管理(3)河川区域の管理 1)樹木の伐採と管理 について</p> <p>ひと口に「河道内樹木」と言っても、水辺に見られる「水辺林」、低水護岸上にかつて植栽した樹木を核として発達した「植栽林」、高水敷上に最近発達してきた樹林(「高水敷林」と言おうか)など様々な立地に様々な状態の樹林が存在している。これらを一纏めにして『適正な対策を図る。』とは言えないだろう。まずは樹林の分布なり樹種の同定などに着手すべきである。</p> | 有馬 |
| 4.7 ダム | | |
| 4.7.1 ダム計画の方針 | | |
| p.29 | <p>1)基礎原案4.7.1では、ダム計画の方針として「...より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する」とありますが、</p> <p>a この決定手続における住民参加の位置付け、参加主体、手続等についての言及がありません。</p> <p>基礎原案4.1.3(p.19)のところの「合意形成を目指して...」という文言だけで十分なものとも思われません。提言との対比において、丁</p> | 田村 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|---|--|--------------|
| | <p>寧な取り扱いがされることを望みます。</p> <p>b 「妥当と判断される」という「妥当」の内容をここで明確に示すことは困難ないし不可能でしょうが、例えば、「妥当」の判断が、代替案の内容とその十分な検討の結果によるなど、住民参加の実質が活かされたものであることがしめされてよいのではないかと思います。</p> | |
| 4.7.2 既設ダム | | |
| 4.7.3 事業中の各ダムの方針 | | |
| P.30 | <p>4.7.3 事業中の各ダムの方針 について</p> <p>『事業中の各ダムについては調査検討を行う。』と述べられているが、場所の選定アセスメント、周辺及び水没予定地の環境調査、環境保全対策などが正当に行われているとは思えない事実が多々あった。事業前の準備作業等に社会的合意が得られないような手抜きのないよう正しく対応すべきである。</p> | 有馬 |
| 4.8. 関連施策 | | |
| 4.8.1 淀川河川公園 | | |
| p.30 | <p>最終行（取り消し線部分削除）</p> <p>なお、堤防補強対策の実施と連携した高水敷きにおける公園の一体的整備についても検討する。</p> | 谷田 |
| 5. 具体的な整備内容 | | |
| 5.1 河川整備計画策定・推進 | | |
| 5.1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置 | | |
| 5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携 | | |
| 5.2 河川環境 | | |
| (3) 湖と河川や陸域との連続性の確保と修復 | | |
| p.32 | <p>(3)3 行目</p> <p>(3)河川管理者以外のものが管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言および調整等を行う。(追加文)</p> <p><理由> 納得(合意)のため</p> | 塚本 |
| 5.2.1 河川形状 | | |
| (1) 横断方向の河川形状の修復 | | |
| p.32 | <p>(1) 横断方向の河川形状の<u>水の動的作用を用いた</u>修復(追加文)</p> <p><理由> 自然に近づけるため</p> | 塚本 |
| p.33 | <p>6 行目</p> <p>淀川 赤川地区</p> <p>かつて淀川にあった<u>たまひタマリ</u>を再生するため、干陸化した箇所の切り下げを実施する。</p> | 谷田 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|-------------------------------|--|--------------|
| (2) 縦断方向の河川形状の修復 | | |
| p.33 | <p>2) 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、<u>小規模な改築で改良が可能な箇所は早期に実施する。</u></p> <p><コメント> 小規模な改築で改良が 重要な箇所からの実施</p> | 谷田 |
| p.33 | <p>2) 縦断方向の河川形状の<u>水の動的作用を用いた修復</u></p> <p>1) 現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに<u>魚道を含む3次元連続性工法を試行、</u>の設置を実施する。(追加挿入文)</p> <p><理由> 自然形状に近づける</p> | 塚本 |
| 5.2.2 水位 | | |
| p.34 | <p>(2) 瀬田川洗堰において、<u>琵琶湖の基準「0」水位の試行的推移を含めて</u>治水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する。(追加挿入文)</p> <p><理由> 水位(水量)操作の基盤であり、水陸移行帯、ダム、堰、堤防など水の制御に大きく関わる。</p> | 塚本 |
| 5.2.3 水量 | | |
| p.35 | <p>(1)2)1 行目</p> <p>2) 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、<u>水位基準を含む水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。</u>(追加挿入)</p> <p><理由> 水量(水位)操作の基盤であり、水陸移行帯、ダム、堰、堤防など水の制御に大きく関わる。</p> | 塚本 |
| 5.2.4 水質 | | |
| (1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討 | | |
| p.35 | <p>(1)8 行目</p> <p>流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性および水状態に詳しい学識者や住民活動等に詳しい有識者が参加した琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立に向けて、準備会を設けて検討する。(追加挿入分)</p> <p><理由> 水質とともに水の「状態(密度・圧力、温度、速度、成分と各々の分布は一体)」の認識が必要。土砂運搬など混層流としても。</p> | 塚本 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|--------------------------------|--|--------------|
| (2)琵琶湖の水質保全対策 | | |
| p.36 | <p>1)琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイ等から発生するベンゼン、トルエン、キシレン及びMTBE等の有害化学物質の調査のため、関係機関と連携する。</p> <p><コメント></p> <p>1)文章を明確にした上で実施に変える。 (理由)琵琶湖の水質は予断を許さないところまで悪化してきており「・・・関係機関と連携する。」だけのあいまいな記述では良くわからない。「連携して調査検討し実施する。」とすべきである。</p> <p>琵琶湖の水質保全対策では、非常に甘いというか弱い。滋賀県に任せているということかもわからないが、琵琶湖のスケールを考えると国としてももっと責任ある態度が必要。赤潮やアオコの連続発生、溶存酸素の低下、低質悪化など一刻の猶予も許されないところまできている。</p> | 寺川 |
| p.36 | <p>3)1行目</p> <p>3)琵琶湖北湖の底層の水質と水状態の状況を把握するための調査に、滋賀県と連携して取り組む。(追加挿入分)</p> <p><理由>魚など水中生物のためにも、水の動き(x0含み)や温度分布の把握が必要。北湖のダムからの流入も。</p> | 塚本 |
| (4)河川の水質保全対策 | | |
| p.37 | <p>1)、3)</p> <p>1)河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施するほか、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図るとともに、またダイオキシン類等の有害化学物質対策等について必要があればに応じて検討する。(修正)</p> <p>3)底質モニタリングを実施し、必要があればに応じてダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について検討する。(修正)</p> <p><理由>近い将来、有害化学物質については益々問題となる。</p> | 塚本 |
| 5.2.5 土砂 | | |
| 5.2.6 生態系 | | |
| (1)淀川水系における良好な生物の生息・生育環境の保全・再生 | | |
| p.38 | <p>1) 2行目</p> <p>現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道<u>の</u>を含む、3次元連続性工法を<u>試行し、設置</u>を実施する。(追加挿入分)</p> <p><理由>川の連続性</p> | 塚本 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|-------------------|--|--------------|
| 5.2.7 | 景観 | |
| 5.2.8 | 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 | |
| 5.3 | 治水・防災 | |
| 5.3.1 | 洪水 | |
| (1) 破堤による被害の回避・軽減 | | |
| p.40 | <p>(1)5 行目</p> <p>河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。また、河川管理者が堤防強化を実施と堤外洪水限界での一時緊急遊水地確保の精査と検討をすることにより、破堤による被害の回避・軽減を目指す。(追加挿入文)</p> <p><理由> 堤防強化と一対で本「計画」の本意(治水スケールの拡大)が達せられ、ダムを含む諸問題解決の許容となる。河川工学、防災の飛躍を切望する。</p> | 塚本 |
| p.40 | <p>1) 浸水実績表示 2 行目</p> <p>浸水実績のある区域において、増水および洪水の状況とともに危険性を知らせるため、近年に発生した洪水のうちで、浸水実績水位及び発生原因について、看板等によりわかりやすく表示する。(追加挿入文)</p> | 塚本 |
| p.41 | <p>6 行目</p> <p>ハザードマップ</p> <p>浸水想定区域に応じて避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成・周知について自治体を支援する。</p> <p><コメント></p> <p>この文自体間違いではないが「避難場所や避難経路をわかりやすく示す」のは自治体の責務であり、自明のこととして、書かなくてもよいものかもしれない。</p> <p>一方、河川管理者が、具体的には何を提供するのか？現在の浸水想定区域図だけでは、情報としては不十分ではなからうか。</p> <p>たとえば破堤・越水が想定されるそれぞれの地点について、そこから水がはいつてくる速度などが解からないと、イメージが湧きません。</p> <p>たとえば次のようにかかれてはいかがでしょうか？</p> <p><修正案></p> <p>ハザードマップ</p> <p>自治体のハザードマップ作成を支援する為、浸水想定区域図において破堤・越水が想定される地区ごとに、想定される浸水の速度等、必要な詳細情報を提供する。</p> | 畚野 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|-------------------|---|--------------|
| p.41 | <p>1) 情報伝達体制等の基盤整備の後に 情報伝達の迅速化や大容量化に対応するため、光ファイバー網の整備を継続実施し、自治体、水防団並びにマスメディアと相互接続することにより情報の共有化を可能にする。</p> <p><u>また、2次災害を視野に入れて広く関連連携住民との情報共有化を検討する。(追加文)</u></p> <p><理由>人びとの「しなやかな」洪水の状況の認識と、浸水への対処のために増水、洪水、越水過程からの浸水、そして被害の幅広い現が必要である。</p> | 塚本 |
| p.42 | <p>3) 流域内保水機能、貯留機能強化 都市計画との調整 3行目</p> <p>従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の流力・浸水の内水対策および貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての検討を支援する。(追加挿入文)</p> <p><理由>都市化市街化河川の再生への都市計画に</p> | 塚本 |
| (2) 浸水被害の軽減 | | |
| p.43 | <p>2) 宇治川 3行目</p> <p>琵琶湖後期放流に対応するための、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討する。(文言削除)</p> <p><理由>洗堰など基本の事業と関連するため</p> | 塚本 |
| p.44 | <p>2) 瀬田川</p> <p>瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施について諸事業と関連して検討する。(「実施」「検討」修正、追加)</p> <p><理由>洗堰など基本の事業と関連するため</p> | 塚本 |
| 5.3.2 高潮 | | |
| 5.3.3 地震・津波 | | |
| (1) 地震等総合的防災対策 | | |
| p.45 | <p>河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等対策 <u>対策の検討および協議にあたっては、流域水系としての環境を最大限考慮する。また、激甚災害対策においても同様とする。(追加文章)</u></p> <p><理由>文面内容から明白</p> | 塚本 |
| 5.4 利水 | | |
| (2) 水利権の見直しと用途間転用 | | |
| p.46 | (2)1行目 | 塚本 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|----------------------------------|---|--------------|
| | 水需要の精査確認を踏まえ、水利用の <u>実体に合った</u> 合理化に向けた取組を行う。(追加句挿入) | |
| p.46 | 2)2 行目 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の <u>暮らしと水環境に関する要望に配慮する。</u> (追加句挿入) <理由> 実現継続のため | 塚本 |
| (3) 既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。 | | |
| p.46 | (3)2 行目 取水実態をよりの確に把握した上で、 <u>ダムおよびダム以外</u> による効率的な補給について検討、実施する。(追加句挿入) | 塚本 |
| 5.5 利用 | | |
| 5.5.1 水面 | | |
| p.47 | 1) 水上オートバイの利用規制 滋賀地域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携して調査するし、 <u>対策を実施する。</u> (下線部追加) (理由) 滋賀県の条例はきわめて不十分である。現在のところ瀬田川ではあまり行われていないが、今後水上オートバイが活動する恐れがあり、事前に対策を立てるべきである。 | 寺川 |
| p.47 | 2) 船舶等の通航規制 滋賀地域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等により適正に管理されることを <u>法整備を含め</u> 支援する。 (下線部追加) (理由) 県のレジャー利用適正化条例や琵琶湖等水上安全条例では、騒音、排ガス問題等静かで安全・安心できる秩序ある利用には限界があり、国として支援できることとして法の整備などが緊急の課題である。 | 寺川 |
| p.48 | (4) 3 行目 (4)河川に係わる人材の育成の支援や、住民と連携して環境教育を推進する。 ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施 ・子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成(<u>子ども自らも近い将来の指導者</u>)の支援(追加文挿入) <理由> 継続の意味と新たな展開 | 塚本 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|----------------|--|--------------|
| 5.5.2 河川敷 | | |
| (1) 河川敷地占用許可施設 | | |
| p.48 | 1) ゴルフ場、公園等占用施設 2 行目 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、 <u>地域・流域住民有識者、学識経験者、自治体等関係機関</u> からなる河川保全利用委員会（仮称）を設置し、住民等から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。（追加挿入） | 塚本 |
| p.48 | 地域毎に河川保全利用委員会（仮称）を設置 設置単位 草津川の後に行を追加 <u>水系としての都市、市街化河川の再生と保全の支援方策については、実態・調査と検討をおこない自治体、関係機関と連携して実施する（新たな追加文）</u> | 塚本 |
| 5.5.3 舟運 | | |
| 5.5.4 漁業 | | |
| p.49 | (1) <u>水の動的(自然)作用とともに横断方向及び縦断方向の連続性の修復(追加挿入文)</u> | 塚本 |
| p.49 | 9 行目以下（修正・追加） <u>(3) 琵琶湖の湖岸から 1～3K の湖棚部に堆積するヘドロの流散(洗い流し)を図れる湖流を促進し、ヘドロの堆積のないよう監視し、漁業操業に支障のないよう努めると共に、湖中の臭気成分を生成する放線菌の駆除にも努め、</u> 河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民とのデータの共有化及び油やその他の化学物質の流出事故対応等のため琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）の設立を検討する。 | 倉田 |
| 5.6 維持管理 | | |
| (3) 河川区域の管理 | | |
| p.51 | 3) 安全利用のための対応 河川敷へのアクセス改善（ <u>必要で適切なバリアフリー化等</u> ）を継続実施する。（追加句挿入） <理由> 川らしさを損なわないバリアフリー化を | 塚本 |
| 5.7 ダム | | |
| 5.7.1 既設ダム | | |
| p.52 | (1) 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、治水や利水への影響を考慮した上で水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。 <u>また、ダムによる上下流の水状態の不連続性による生きものに与える影響を軽減するため、ダム湖の水状態に対して、なお調査、研究と開発を進め、可能となる改善の対策が</u> | 塚本 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|------------------|--|--------------|
| | <u>ら試行とともに実施する。(新たな文章追加)</u> | |
| p.52 | <p>(3) <u>ダム湖でのアオコや淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質や水の動きなど水状態に起因すると考えられる生物の生息・生育環境への影響を軽減すべく、選択取水や曝気等の水質保全対策を実施する。(追加挿入文)</u></p> <p>(参考)</p> <p>(水)状態：流体力学などの分野で用いられ、密度・圧力、温度、速度、成分、また各々の分布は流体として一体のものとして扱う。土石流など混層流なども同様。20～30年の川水系・流域再生には合理的であろう。</p> | 塚本 |
| 5.7.2 各ダムの調査検討内容 | | |
| p.55 | <p>大戸川ダムについて以下の調査検討を行う。</p> <p>4) <u>貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、洪水時緊急の一時的遊水地の確保、環境等の諸調査を行う。(追加挿入文)</u></p> <p><理由> 堤防強化と一体に越水量を負担</p> | 塚本 |
| p.55 | <p>天ヶ瀬ダム再開発について以下の調査・検討を行う。</p> <p>1) <u>琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減と水陸移行帯(浜辺)の再生・回復のため、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、土地利用誘導等の諸施策について、検討する。</u></p> <p>5) <u>天ヶ瀬ダム再開発を含む瀬田川の流下能力増強による、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための琵琶湖の基準「0」水位の試行水位による変動を含む水位操作について、検討を行う。(追加挿入文)</u></p> <p><理由> ダムの放流能力も定まらない。現在の最大能力を基本とした検討はさらに必要</p> | 塚本 |
| p.56 | <p>川上ダム計画について以下の調査・検討を行う。</p> <p>2) <u>貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、洪水時緊急の一時的遊水地の確保、環境等の諸調査を行う。(追加挿入文)</u></p> <p><理由> 堤防強化と一体に越水量を負担</p> | 塚本 |
| p.56 | <p>丹生ダム計画について以下の調査・検討を行う。</p> <p>2) <u>琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、水位上昇にも問題があり、琵琶湖沿岸の水陸移行帯の再生と、洗堰水位操作の基準「0」の試行水位を含めた対策、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査検討を行う。(追加挿入文)</u></p> <p><理由> 水位低下の抑制機能の目的が希薄</p> <p>3) <u>貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺、また洪水</u></p> | 塚本 |

| 頁 | 意見 | 委員名 (敬称略) |
|--------------|--|--------------|
| | <p>時の一時的遊水地の確保やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調査を行う。(追加挿入文)</p> <p><理由> 堤防強化と一体に越水量を負担「壊滅的被害の軽減」達成</p> | |
| p.57 | <p>余野川ダム計画について以下の調査・検討を行う。</p> <p>2)余野川ダムの貯水池規模の見直し並びに余野川ダム及び一庫ダムの貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、洪水緊急時の一時的遊水地の確保など、環境等の諸調査を行う。(追加挿入文)</p> | 塚本 |
| 5.8. 関連施策 | | |
| 5.8.1 淀川河川公園 | | |
| p.57 | <p>3) 既存施設の画一でない適切なバリアフリー化推進(追加挿入文)</p> <p><理由> 福祉の時代に流行した。一時河川改修にも、川らしさを損ねてはいけない。</p> | 塚本 |
| 全般 | | |
| | <p>河川を保全(全域)というときの保全の仕方について</p> <p>保全のレベルが問題なのではなく、仕方・方法はどんなものかいいのかが大切である。</p> <p>保護(プロテクション)</p> <p>人の脅威から守っていく</p> <p>例)ジェットスキーや人が入ることでインパクトをあたえていることをやめさせる</p> <p>保存(プリザベーション)</p> <p>豊かな自然を手を加えないで、そのまま、自然のなるがままにおいておく</p> <p>例)源流など、そのままの自然においておく</p> <p>保全(コンサベーション)</p> <p>人が関わって、手を加えて守っていく</p> <p>例)アシをかったりする</p> <p>回復(レストレーション)</p> <p>失われた自然を元のように戻すお手伝いをする</p> <p>例としてグランドのあったところを元の自然に戻す</p> | 本多 |

(別紙 1)

倉田委員意見

『河川整備計画基礎原案(9/5 地方整備局)』についての修正・追加の理由

修正・追加の要望ヶ所

27 頁 15～17 行、4.5.4 漁業

特に不明のヶ所;「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を…」というが、その内容不明。付言すれば、現在の漁業(琵琶湖漁業が壊滅寸前である)の様子を少し提示必要でないか。

修正・追加の理由;

ヘドロ等(ヘドロと細かい腐水草残体)の大量堆積によって湖棚部(岸から 1～3km 範囲)での漁業操業が不能に近い状況にある現況を、昭和 40 年代前半期の清澄な底砂礫層の様相に戻すことが必須条件です。現在魚入(エリ)が建込まれた所も、魚入網部がヘドロで目詰まりして「毛布」状になり漁不能となり、今年操業しているのは 1 統か 2 統あるなしと聴いている。嘗て盛んであったシジミ曳網漁も全湖で 25 統程残るだけで、シジミ漁場も僅かに 2～3 ヶ所狭い場所が残るだけで、いつシジミが「いなくなる」か判らん由、シジミのいた湖棚部が 2～3m のヘドロ堆積でシジミ稚仔が湖底砂層に着底不能となり繁殖しなくなり漁場喪失に陥っている。他のモロコ・ゲンゴロウブナ・ハス等やイサザ漁も次々と不漁化が進み、水産資源そのものも壊滅的である。ヘドロを駆除するためには、嘗ての湖流(降雨時に大量増水して湖流量と流速が大きくなり洗い流したものです)に戻すことが必須の大前提です。さらに加えて、湖水の腐敗臭が恒常化して、獲れた魚介の腐臭が強くなり値が下落するのも困る。昭和 44 年に赤潮や臭水の発生があり、臭水は放線菌が生成するジオスミンであることが明らかにされていた。昭和 47 年～平成 4 年 3 月に琵琶湖総合開発・時限立法で、湖水質改善(富栄養化の促進を防除)と京阪神への給水増・円滑化の施工目標をもってなされた工事は湖水位の平準化・安定化だけ果たされ、湖水質改善は果たされず、ヘドロ湖にしてしまった。琵琶湖のヘドロ流散の工夫と、ジオスミン生成する放線菌の駆除対策が緊急な必須対策とされないと漁業は壊滅する。漁業者は嘗て 80 億円あった水揚高が、今は 100 億円あってもよい筈のものが 11 億円にしかならん・・・近いうちに壊滅だと言っています。外来魚駆除も必要です。